

こどもと暮らし、こどもを想う。

里親

さと
おや

という家族のはじまり。

おかえり

おやすみ

いただきます

「おかえり」と迎え、「いただきます」と囲み、「おやすみ」と寄り添う。
そんな日常の幸せを、すべてのこどもに届けたい。

さまざまな事情で家族と離れて暮らすこどもが全国に約4万2千人います。

里親制度はそのようなこども達を、自分の家庭に迎え入れ、
温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

あなたに知っていただきたい。“まずは知る”という一歩が、こどもの明日を照らします。

船橋市では、令和8年7月の児童相談所開設に向けて、里親に関する普及啓発に取り組んでいます。

もっと

里親制度について知りたい



船橋市
FUNABASHI CITY

お問い合わせ先

船橋市こども家庭部児童相談所開設準備課

047-409-2816 (受付時間 平日 9:00-17:00)



船橋市里親サイト



里親制度
説明会情報

里親制度って？

さまざまな「里親」のカタチ

養育里親

さまざまな事情により家族と暮らせないこどもを家族と暮らせるようになるまで、または自立するまでの一定期間、家庭に迎えて入れて養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組を結ぶことを前提として、成立するまでの間、里親として一緒に生活します。特別養子縁組の場合、成立すると戸籍上も親子になります。

専門里親

養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親です。

親族里親

実親が病気、死亡、行方不明などにより養育できない場合に祖父母などの3親等以内の親族がこどもを養育する里親です。

「里親」になるまでのステップ

1 相談

児童相談所へ里親希望の旨の連絡をします。その後、児童相談所にて制度や手続きの説明を受けながら相談をします。

2 研修・実習

里親になるための研修受講や、児童養護施設や乳児院などで実習を行い、必要な知識と養育技術を取得します。

3 家庭訪問

児童相談所の担当職員が家庭訪問し、家庭環境の確認や、里親になる上での思いをお伺いします。

4 登録

審議会の審査を経て、適格と認められた方が里親として認定・登録されます。

Q&A

里親のサポート機関

Q1 里親は特別な資格が必要？

特別な資格は必要ありませんが、こどもが安全で安心できる家庭環境で暮らすために、所定の研修を受けていただく必要があります。

Q2 共働きでも大丈夫？

こどもの養育に支障のない範囲での共働きは問題ありません。ただし、こどもの年齢や状況に合わせて、じっくりと養育できる態勢を整えることが望ましい場合があります。

Q3 子育て経験がなくても大丈夫？

経験がなくても、里親になることはできます。研修や実習で知識やスキルを学べるほか、登録後もさまざまな支援体制があり、一緒にこどもの養育を考えたり応援する体制が整っています。

Q4 子どもの年齢を細かく指定できますか？

年齢や性別の希望は伝えられますが、最終的にはこどものニーズを最優先に決まります。里親制度はこどもがほしい大人のための制度ではなく、こどもの福祉が最優先です。

里親家庭での養育は、通常の子育てでは経験しない壁にぶつかることがあります。里親登録後も、こどもだけでなく、里親さんが悩みをひとりで抱え込まないよう、各機関が連携して里親とこどもをサポートします。

